安定器の調査要領

使用中の照明器具の PCB 使用安定器の有無の調査は、以下の要領を参考に実施してください。

調査前の留意事項

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者 や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社) にご相談ください。
- 建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等、既に作成されている書類がある かどうか、まずそれを確認してください。書類がある場合には、それをもとに PCB 使用安定器の有無を判断してください。

但し、サンプル調査の場合には、PCB 使用安定器の発見に漏れがあった事例もあることから、調査内容(方法及び結果)をよく確認してください。

調査時の留意事項

- 調査対象の照明器具の設置高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
 - ▶ 事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合:脚立等を使用



▶ 工場、倉庫等の3m以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合:ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用







- 調査作業は、電気工事士の資格を有する電気工事業者、電気設備業者や専門の調査会社等に行ってもらうようにしてください。
- 調査においては、照明器具又は安定器の型式、製造番号、製造年月等を記録するとともに、ラベル、銘板等を写真撮影してください。作業現場で判別が困難な場合に、メーカーに問い合わせする際の資料とするためにも重要です。

調査方法

● 安定器は照明器具の内部に設置されており、外部からは確認できません。 そのため、以下に示す順序で調査してください。 (調査フローについては、別紙2-①を参照してください。)

① 照明器具のラベル調査

照明器具のラベル記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から PCB 使用安定器の有無を判別してください。

判別方法については、別紙2-②を参照してください。



② 安定器の銘板調査

照明器具のラベル調査による判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取外し、安定器の銘板記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から PCB 使用安定器の有無を判別してください。

判別方法については、別紙2-③を参照してください。







●昭和52年(1977年)3月以前に建築された建物については、PCB使用安定器が設置された可能性があります。PCB使用安定器が使用・保管されている場所の例を以下に示しますので参考にしてください。

・天井裏や壁際・梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁にPCB使用安定器が設置されている場合があります。照明 設備を更新した施設においてもPCB使用安定器が残置されている可能性があります。

• 照明器具内

LEDランプに交換している場合においても、器具内にPCB使用安定器が残置されている場合があります。

・エレベータ

エレベータの照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

・敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

・屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等

過去に回収・保管されたPCB 使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段 邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

・無人の施設の照明等

利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。